

松阪市の財政状況

この財政状況の公表は、市の財政がどのように運営されているか、また、どのような状況にあるのかを市民の皆様幅広く知っていただくためのものです。市民の皆様には、市財政について、なお一層のご理解をいただき、市勢発展のためにご協力をお願いします。

◎平成28年度予算の執行状況

※執行状況は平成28年9月30日現在のものです。また、現計予算額には前年度からの繰越分を含んでいます。

◆一般会計

(単位:千円)

歳 入				歳 出			
区 分	現計予算額	収入済額	収入率	区 分	現計予算額	支出済額	執行率
市 税	21,418,067	12,147,288	56.7%	議会費	375,859	195,251	51.9%
地方譲与税	555,000	154,118	27.8%	総務費	5,644,004	2,159,328	38.3%
地方交付税	14,101,000	9,839,898	69.8%	民生費	27,477,426	8,971,491	32.7%
分担金及び負担金	956,681	383,403	40.1%	衛生費	6,757,654	2,305,320	34.1%
使用料及び手数料	851,112	461,759	54.3%	労働費	128,656	74,050	57.6%
国庫支出金	9,853,330	3,748,114	38.0%	農林水産業費	2,060,049	666,140	32.3%
県支出金	4,396,560	720,861	16.4%	商工費	796,290	315,126	39.6%
繰入金	1,658,823	0	0.0%	土木費	6,382,890	2,192,600	34.4%
繰越金	346,482	1,354,961	391.1%	消防費	2,300,559	891,050	38.7%
諸収入	674,952	247,560	36.7%	教育費	5,988,730	2,359,396	39.4%
市 債	4,696,400	1,000	0.0%	公債費	4,971,067	2,467,785	49.6%
その他	3,571,631	1,865,589	52.2%	その他	196,854	75,987	38.6%
合 計	63,080,038	30,924,551	49.0%	合 計	63,080,038	22,673,524	35.9%

◆特別会計

(単位:千円)

会 計 別	現計予算額	歳 入		歳 出	
		収入済額	収入率	支出済額	執行率
競輪事業	9,894,112	1,987,051	20.1%	2,168,390	21.9%
国民健康保険事業	21,184,055	8,214,894	38.8%	8,950,679	42.3%
介護保険事業	17,081,978	6,877,501	40.3%	6,917,385	40.5%
後期高齢者医療事業	3,482,264	497,985	14.3%	1,510,635	43.4%
簡易水道事業	487,011	19,657	4.0%	139,475	28.6%
戸別合併処理浄化槽整備事業	268,629	55,058	20.5%	111,095	41.4%
農業集落排水事業	69,981	7,123	10.2%	25,142	35.9%
住宅新築資金等貸付事業	18,617	7,248	38.9%	6,621	35.6%
ケーブルシステム事業	97,331	11,495	11.8%	40,289	41.4%

・一般会計…地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計。

・特別会計…一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計。

・地方交付税…地方公共団体の自主性を損なわずに地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国が地方公共団体に対して交付する税。

◎市有財産の状況

(平成28年3月31日現在)

区分	現在高	区分	現在高
土地	29,822,279㎡	出資による権利	628,960千円
建物	602,800㎡	物品	車両248台 その他重要備品1,334点
動産	1隻		
物権	3件	債権	334,716千円
有価証券	65,579千円	基金	16,482,059千円

◎市税の状況

区分	28年度予算額 (現年分)
1 市民税	9,295,063千円
(1) 個人	7,924,237千円
(2) 法人	1,370,826千円
2 固定資産税	8,759,730千円
3 軽自動車税	415,134千円
4 市たばこ税	1,177,185千円
5 都市計画税	1,154,249千円
合計	20,801,361千円

平成28年9月30日現在

人口 166,705人
世帯数 72,456世帯



※人口・世帯数は住民基本台帳による。

◎市債・一時借入金の状況

(平成28年9月30日現在)

区分	市債借入残高	一時借入金残高
一般会計	44,855,518千円	0千円
特別会計	2,524,975千円	0千円
企業会計	59,503,448千円	0千円
合計	106,883,941千円	0千円

市債は、例えばこんな施設を建設・整備するために借りています！



市債は施設・設備の耐用年数内で返済が終わるように借ります。建設・購入時に全て負担するのではなく、市債の返済を通じて、将来にわたって利用する市民みんなが公平に費用を負担しています。

- ・企業会計…地方公営企業法の全部又は一部の適用を受ける公営企業の会計。水道事業、病院事業など主として事業運営のための経費を事業運営に伴う収入を持って賄っている事業(独立採算を原則とする事業)がこれに属します。
- ・市債…地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。いわゆる地方公共団体の借金で、市債を起こすことを「起債」といいます。
- ・一時借入金…市がその年度内に、支出に係る現金に不足が生じた場合、その不足を補うために一時的に金融機関などから借り入れるお金。

◎平成27年度一般会計決算の状況

平成27年度一般会計の決算額は、歳入645億6345万円、歳出632億848万9千円で歳入歳出差引額13億5496万1千円となり、また、このうち翌年度へ繰り越される事業の繰り越すべき財源を控除した実質収支額は11億9290万円の黒字となりました。

《歳入》 (単位:千円)

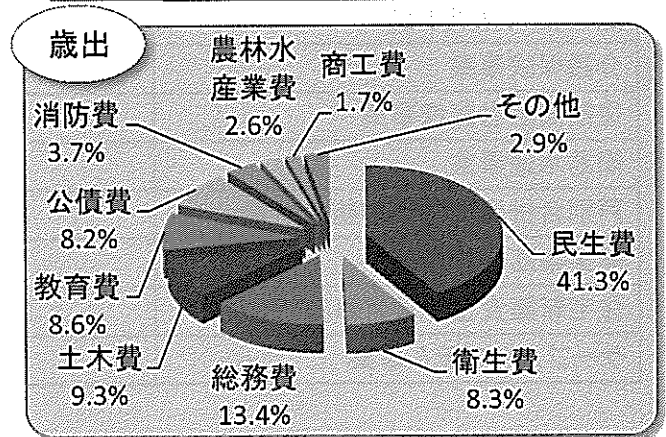
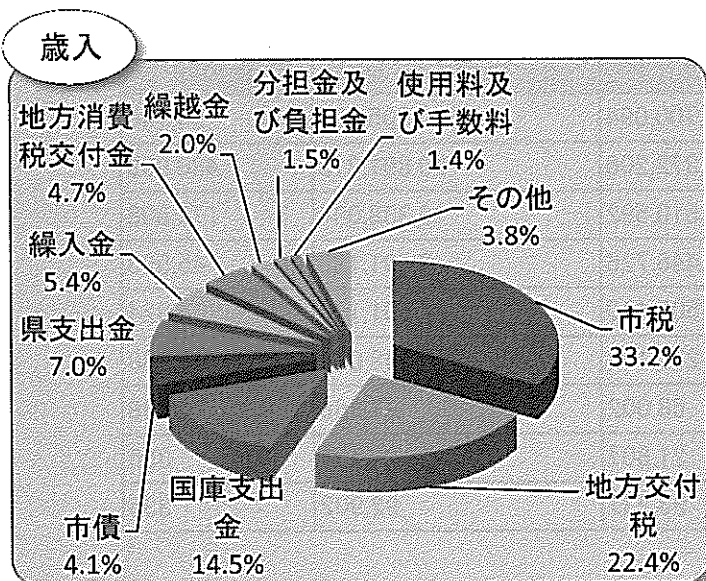
区分	収入済額	構成比
市税	21,436,013	33.2%
地方譲与税	600,667	0.9%
利子割交付金	42,944	0.1%
配当割交付金	145,974	0.2%
株式等譲渡所得割交付金	132,553	0.2%
地方消費税交付金	3,061,612	4.7%
ゴルフ場利用税交付金	62,866	0.1%
自動車取得税交付金	144,154	0.2%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	302	0.0%
地方特例交付金	101,010	0.2%
地方交付税	14,461,812	22.4%
交通安全対策特別交付金	31,300	0.1%
分担金及び負担金	937,080	1.5%
使用料及び手数料	906,408	1.4%
国庫支出金	9,356,002	14.5%
県支出金	4,530,584	7.0%
財産収入	149,435	0.2%
寄附金	135,831	0.2%
繰入金	3,461,270	5.4%
繰越金	1,275,261	2.0%
諸収入	923,172	1.4%
市債	2,667,200	4.1%
合計	64,563,450	100.0%

《歳出》(目的別) (単位:千円)

区分	支出済額	構成比
議会費	377,630	0.6%
総務費	8,466,760	13.4%
民生費	26,111,236	41.3%
衛生費	5,259,247	8.3%
労働費	125,818	0.2%
農林水産業費	1,636,181	2.6%
商工費	1,072,521	1.7%
土木費	5,867,848	9.3%
消防費	2,335,599	3.7%
教育費	5,448,045	8.6%
災害復旧費	425,129	0.7%
公債費	5,156,732	8.2%
諸支出金	925,743	1.4%
合計	63,208,489	100.0%

《歳出》(性質別) (単位:千円)

区分	支出済額	構成比
人件費	10,185,834	16.1%
物件費	7,745,806	12.3%
維持補修費	786,087	1.2%
扶助費	15,218,021	24.1%
補助費等	8,739,592	13.8%
普通建設事業費	4,368,312	6.9%
災害復旧事業費	425,129	0.7%
公債費	5,156,732	8.2%
積立金	3,680,031	5.8%
投資及び出資金・貸付金	47,985	0.1%
繰出金	6,854,960	10.8%
合計	63,208,489	100.0%



◎平成27年度一般会計の主な費目

前ページの目的別歳出の区分は、目的に従い、大、中、小の区分に分類されています。平成26年度一般会計の構成比の高い6つの大区分の内、支出済額が多い5つの小区分は下表のとおりになりました(※財政の用語では、大、中、小の区分はそれぞれ款、項、目と呼びます)。

(単位:千円)

大区分 支出済額 (構成比)	小 区 分	支出済額
民生費 26,111,236 (41.3%)	老人福祉総務費	4,961,966
	扶助費(生活保護費)	4,166,374
	障害者総合支援費	3,285,412
	児童福祉総務費	3,184,368
	社会福祉総務費	2,560,366

(単位:千円)

大区分 支出済額 (構成比)	小 区 分	支出済額
総務費 8,466,760 (13.4%)	一般管理費	4,014,927
	人事管理費	1,060,345
	IT推進費	600,622
	税務総務費	482,162
	ふか 賦課徴収費(徴税費)	351,488

大区分 支出済額 (構成比)	小 区 分	支出済額
土木費 5,867,848 (9.3%)	下水道費	2,733,417
	道路維持費	516,739
	公園建設費	343,739
	道路新設改良費	294,897
	土木総務費	279,204

大区分 支出済額 (構成比)	小 区 分	支出済額
教育費 5,448,045 (8.6%)	学校管理費(小学校費)	729,155
	事務局費	687,306
	学校給食費	682,247
	幼稚園管理費	657,550
	学校管理費(中学校費)	388,708

大区分 支出済額 (構成比)	小 区 分	支出済額
衛生費 5,259,247 (8.3%)	病院費	936,726
	清掃総務費	792,506
	じんがい 塵芥処理費	673,400
	予防費	588,038
	健康増進事業費	340,187

大区分 支出済額 (構成比)	小 区 分	支出済額
公債費 5,156,732 (8.2%)	元金	4,633,435
	利子	523,297
	-	-
	-	-
	-	-

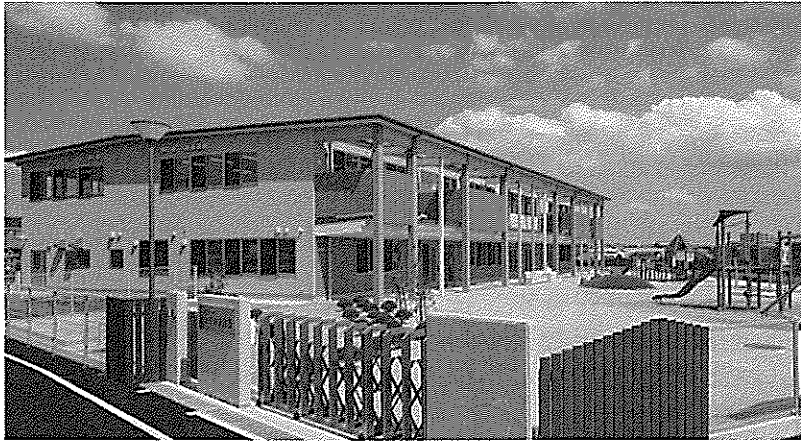
◎平成27年度特別会計決算の状況

(単位:千円)

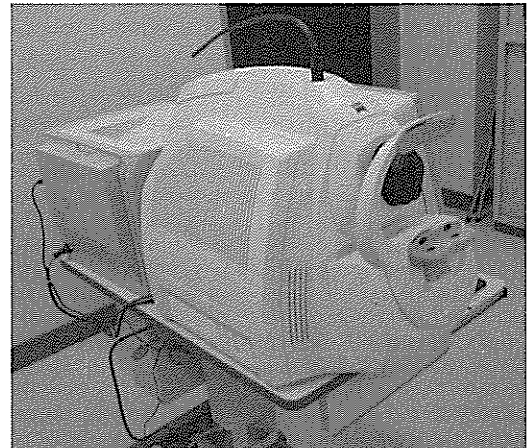
会 計 別	収入済額	支出済額	差引額
競輪事業	9,700,094	9,605,954	94,140
国民健康保険事業	21,372,206	20,891,213	480,993
介護保険事業	16,510,592	16,338,084	172,508
後期高齢者医療事業	3,446,726	3,401,133	45,593
簡易水道事業	505,440	501,116	4,324
戸別合併処理浄化槽整備事業	250,112	248,074	2,038
農業集落排水事業	68,002	67,866	136
住宅新築資金等貸付事業	21,807	21,451	356
ケーブルシステム事業	93,237	92,902	335

◎平成27年度市債の使途

松阪市では、平成27年度に26億6,720万円の借金をしました。借金は主に建物の建造や改築工事に使われますが、道路や河川などの整備にも市の借金が使われており、市民の皆さんの生活を支えています。借金が使われた例を次のとおり紹介します。



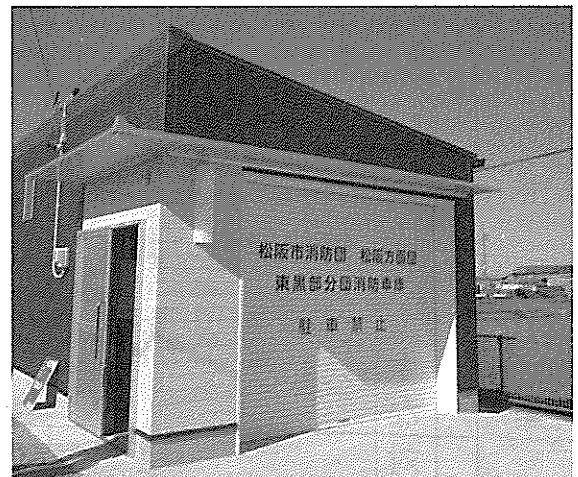
わかすぎ保育園移転改築【建設補助】
(嬉野中川町)



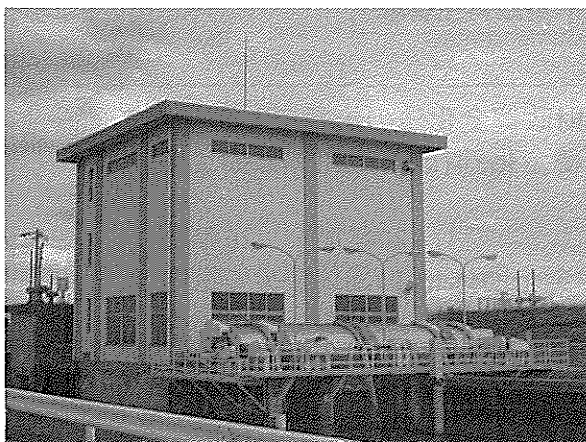
視力検査機器購入
(飯南町粥見)



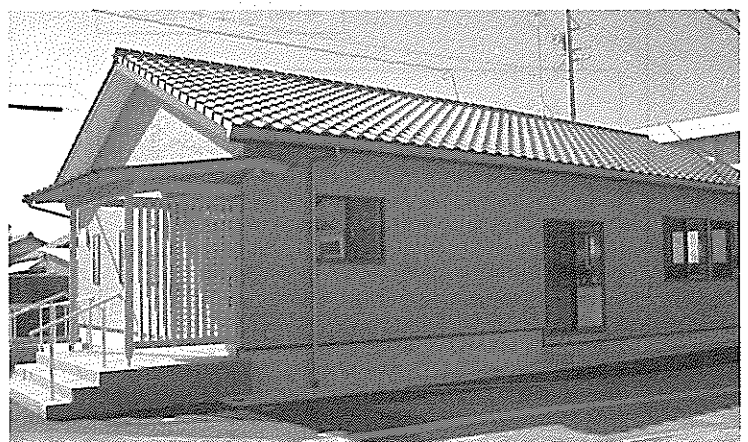
豪商ポケットパーク整備
(本町)



消防団東黒部分団消防車庫改築
(垣内田町)



鵜排水機場改修
(五主町)



豊地小学校区放課後児童クラブ施設新築
(嬉野堀之内町)

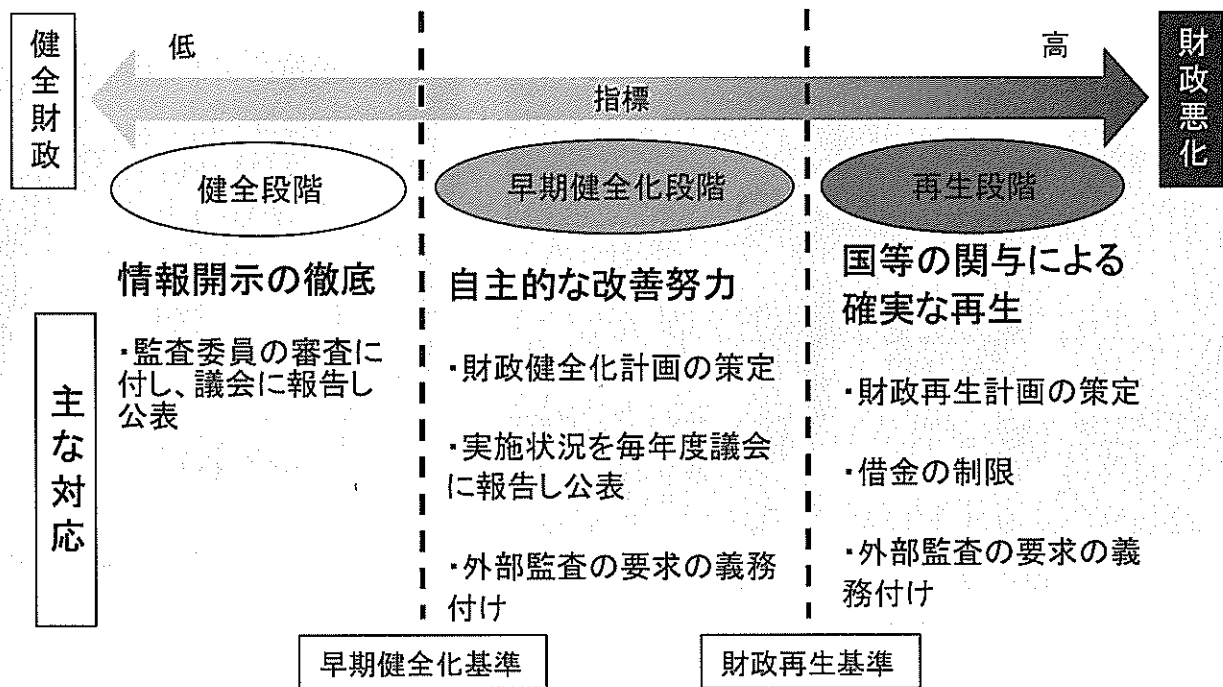
◆財政の健全化

財政健全化法とは・・・？

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)は地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を図るために施行されました。地方公共団体は毎年度の決算状況をもとに健全化判断比率・資金不足比率を算定し、それをもとに財政の健全化・経営の健全化に取り組むこととされています。具体的には健全化判断比率、資金不足比率ともに、法律が定める一定基準(早期健全化基準、財政健全化基準、経営健全化基準)を超えると、比率の段階に応じて、財政健全化計画、財政再生計画、また経営健全化計画を策定しなければなりません。

計画策定団体である早期健全化団体や財政再生団体になった場合には、それぞれのスキーム(枠組み)に従って財政の健全化を図ることとなります。また、水道事業や公共下水道事業、病院事業といった企業会計においては資金不足比率が経営健全化基準を上回ると、経営健全化計画を策定し経営の健全化に取り組む必要があります。こうなった場合には、行政サービスの縮小や廃止、公共料金の値上げなど市民生活に直接の影響を与えることとなりますので、重要な指標となっています。

財政健全化法のイメージ



財政健全化法は、基準未満であれば健全というラインを引くためというよりも、むしろ、予防のためにあるといわれています。

地方公共団体が指標を意識して、経営を改善するようになることを狙いとしています。

実際に、平成21年度と比べて、右記のとおり数値は改善されています。

財政健全化法の施行による 早期健全化・財政再生団体数の比較

	21年度	26年度
早期健全化団体	14団体	→ 0団体
財政再生団体	1団体	→ 1団体

参考・参照 総務省「地方公共団体の財政の健全化」
<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>

平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

健全化判断比率の状況（下記解説(1)～(4)）

区分	平成26年度	平成27年度	増減	早期健全化判断基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.46%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	—	16.46%	30.00%
実質公債費比率	5.0%	4.0%	△ 1.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	—	—	350.0%	—

※赤字が生じていない場合や、数値がマイナスとなった場合は「—」で表示しています。

資金不足比率の状況（下記解説(5)）

特別会計名	平成26年度	平成27年度	増減	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0%
公共下水道事業会計	—	—	—	20.0%
松阪市民病院事業会計	—	—	—	20.0%
簡易水道事業会計	—	—	—	20.0%
戸別合併処理浄化槽整備事業会計	—	—	—	20.0%
農業集落排水事業会計	—	—	—	20.0%

※資金不足額が生じない会計は「—」で表示しています。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものです。

(2) 連結実質赤字比率

水道・下水道事業や市民病院事業など公営企業会計を含む「松阪市の全会計」に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものです。

(3) 実質公債費比率

『一般会計等の元利償還金』および『公営企業債の償還に係る一般会計からの繰出金等(準元利償還金)』の標準財政規模に対する比率(3ヶ年平均)です。

(4) 将来負担比率

『公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債』の標準財政規模に対する比率です。

(5) 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。

松阪市の健全化判断比率について



- ・ 松阪市の健全化判断比率は上記の比率となり、平成26年度決算と比較して、実質公債費比率が1.0%低下しました。また将来負担比率は平成26年度決算に引き続き、マイナスとなり、実質赤字比率、連結実質赤字比率とともに、－(ハイフンバー)表示となりました。
- ・ 資金不足比率については平成26年度決算に引き続き、平成27年度決算においても資金不足は生じませんでした。

◎松阪市の公金保管状況について

公金保管状況(平成28年9月30日現在)

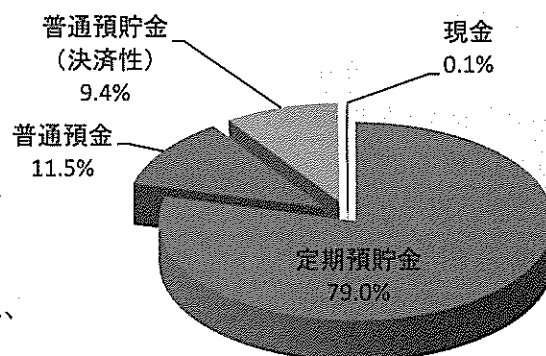
区 分	金額(千円)	備 考
定期預貯金	20,916,778	預入先金融機関数 5ヶ所
普通預金	3,038,641	預入先金融機関数 1ヶ所
普通預貯金(決済性)	2,479,462	預入先金融機関数 1ヶ所
現 金	36,134	
合 計	26,471,015	

(水道事業、病院事業、公共下水道事業会計含む)

平成28年9月末現在の松阪市の公金現在高は、264億7,101万5千円となっています。公金については、表のように定期・普通預貯金により保管、運用をしています。

ペイオフ対策として、決済性の普通預金での保管や、定期・普通預貯金額は預貯金債権と借入債務の相殺により元本に損失が生じないよう借入金残額以内としています。

運用に際しては、元本の安全性を第一に考え、預入先の財政状況を確認しながら公金の安全確実な保管、運用に努めています。



- ・公金……………①市の歳入歳出に属する現金(歳計現金)、②市の所有に属さないが、地方自治法の規定によって市が保管している現金(歳入歳出外現金)、③特定の目的のために積立・運用する現金(基金)、④歳出予算内の支出で歳計現金に不足が生じた場合に借り入れるお金(一時借入金)、以上4つのお金のことをいいます。
- ・ペイオフ……………万が一金融機関が破綻した場合に、預金保険機構から預金者に直接保険金の給付として支払いを行うことです。預金の種類によって全額保護か定額保護かが異なり、定額保護の場合は1人あたり上限1,000万円に加えて、破綻日までの利息が保護されます。
- ・決済性の預金…①利息がつかない(無利息)、②いつでも払い戻し請求ができる(要求払い)、③振込等の決済サービスに利用できる、以上3つの条件を満たす預金のことです。こちらはペイオフの際、全額が保護されています。



〒515-8515
三重県松阪市殿町1340番地1
松阪市役所 総務部財務課財政係
TEL 0598-53-4317
FAX 0598-26-4030
<http://www.city.matsusaka.mie.jp/>
E-mail:zai.div@city.matsusaka.mie.jp